

被災児童生徒就学援助事業項目説明書

1 学用品費等

ア 学用品費

児童又は生徒が通常必要とする学用品の購入費

イ 通学用品費

小学校又は中学校の第2学年以上の学年に在学する児童又は生徒が通常必要とする通学用品の購入費

ウ 校外活動費

① 児童又は生徒が校外活動(学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動(修学旅行を除く。))をいう。以下同じ。)のうち宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学科

② 児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費及び見学科

エ 修学旅行費

児童又は生徒が修学旅行(小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。)に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の経費

オ 体育実技用具費

小学校又は中学校の体育(保健体育)の授業の実施に必要な体育実技用具(柔道にあっては柔道着、剣道にあっては防具一式(面、胴、甲手、垂れ)、剣道衣、竹刀及び防具袋(以下「防具一式等」という。))スキーにあっては、スキー板、スキー靴、ストック及び金具(以下「スキー板等」という。))をいう。スケートにあっては、スケート靴。以下同じ。)で、当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされているもののうち、小学校にあっては第1学年から第3学年まで及び第4学年から第6学年までのそれぞれの期間ごとに1つのスキー板等、スケート靴のいずれかについて、中学校にあっては柔道着、防具一式等、スキー板等、スケート靴のうちいずれか1つの用具について、当該用具の購入費

カ 新入学児童生徒学用品費等

小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品費及び通学用品又はこれらの購入費

キ クラブ活動費

小学校又は中学校のクラブ活動(課外の部活動を含む。以下同じ。)の実施に必要な用具等で、当該活動を行う児童又は生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該活動を行う児童又は生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費

ク 生徒会費

小学校又は中学校の生徒会費(児童会費、学級費、クラス会費を含む。以下同じ。))として一律に負担すべきこととなる経費

ケ PTA会費

小学校又は中学校において、学校・学級・地域等を単位とするPTA活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費

コ 卒業アルバム代等

小学校又は中学校を卒業する者が制作する卒業アルバム等の購入費

2 学校給食費

学校教育法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に定める学校給食費又は現物給付に係る経費(民間事業者等からおかずや弁当を購入して提供する場合の費用も含む。)